

JR連合 政策News

第281号

2016年11月17日

2017 税制改正に向け、麻生財務大臣へ要請行動！

～ JR二島会社・JR貨物をはじめとする税制支援措置の継続に加え、
鉄道事業者に共通の租税特別措置の継続等について要請～



11月16日、2017税制改正に係る課題について、麻生太郎副総理・財務大臣・金融担当大臣に対し、要請行動を実施した。内容は、2017年3月に適用期限切れを迎えるJR北海道・JR四国・JR貨物の経営の根幹を支える極めて重要な税制特例措置（二島特例・承継特例・買換特例）や、JR各社（鉄道事業者）に共通の各種税制特例措置（旅客新車特例・石油石炭税の重課分の還付措置等）の適用期限延長を主とするものである。とりわけ、本日は財務省が所管する買換特例（法人税）や石油石炭税に係る措置を主眼におき、必要性を強く訴えた【※詳細は別紙「要請書」参照】。

今回の要請にはJR連合執行部及びJR各単組代表者が臨むとともに、JR連合国会議員懇談会より、高木義明会長（衆議院議員）、伴野豊副会長（衆議院議員）、榛葉賀津也副会長（参議院議員）、小川淳也事務局長（衆議院議員）、長浜博行幹事（参議院議員）、岸本周平幹事（衆議院議員）、泉健太幹事（衆議院議員）が同行した。組合員・家族等による「署名」についても、現段階で集約できているものを持参し想いを届けた。

冒頭、JR連合国会議員懇談会の高木会長より、自然災害や高齢化・人口減少等の厳しい環境下でもJR労使が努力を重ねてきたことや、経営を支える税制特例措置の必要性等を訴えた。そしてJR連合の松岡会長からは、要請内容の全体像を説明するとともに、JR二島会社・JR貨物の経営の生命線とも言える税制特例措置の適用延長を訴え、さらには財務省が管轄するJR貨物に対する買換特例の内容を説明・要請。

続いてJR連合の荻山副会長（JR西労組中央執行委員長・政策委員長）からは、鉄道事業者の共通課題として、石油石炭税（鉄道事業では軽油）に上乗せされる税率分の還付措置についての説明・要請を行った。また先般成立した「鉄道・運輸機構法の一部改正法」（財政投融资の利活用関係）に触れ、新幹線ネットワークが日本経済・社会の発展に果たす意義を訴え、整備新幹線計画に向けて財源確保も含めた支援を要請した。

これに対し、麻生大臣からは、日本の鉄道網が世界に類例の無い誇るべきものであること、日本列島における鉄道の有用性と技術力の高さ、今後の経済・社会における必要性の大きさ、そして安全性や定時性という特性を活かした積極的な鉄道経営の必要性等についての言及・応答があった。

JR連合は引き続き、この2017税制改正に向けたヤマ場において、各単組とともに、地方議会の意見書採択や、組合員・家族による署名活動も含め、要望実現に向けて総力を傾注する！



財務大臣 麻生 太郎 殿

日本鉄道労働組合連合会（J R 連合）
会 長 松 岡 裕 次

J R 連 合 国 会 議 員 懇 談 会
会 長 高 木 義 明（衆議院議員）

J R 二島会社・J R 貨物をはじめとする J R に係る税制特例措置の延長等を求める要請

政府の重責を担う、貴職の御奮闘に敬意を表します。また日頃より、J R 連合の運動に御支援賜り、感謝申し上げます。

1987 年の国鉄改革と J R 発足から間もなく 30 年を迎えます。J R はこの間、鉄道の再生と発展を図るべく地域に密着し、地域に愛される鉄道を指向しつつ、労使をあげて取り組んできました。J R はこれからも「安全」を基軸として、日本の経済・社会を支える基幹インフラとしての役割をより一層強く発揮し続けなくてはならないと考えています。

J R 発足時、厳しい経営環境下にある J R 三島・貨物会社には、経営安定基金や税制等の支援策が講じられ、その後継続して支援を受けながら経営努力を重ねてきました。本年 10 月、J R 九州は株式上場・完全民営化を果たすことができましたが、経営基盤がより脆弱な J R 北海道・J R 四国及び J R 貨物については、経営自立計画の達成を目指し努力を重ねているものの依然として厳しい経営状況が続いています。加えて、J R をはじめとする公共交通を取り巻く状況は、高齢化と人口減少や、多頻度化・大規模化する自然災害の猛威による鉄道被災、鉄道構造物の著しい老朽化など、様々な重要課題と変化にさらされ、一層深刻化しています。

こうした中、2017 年 3 月末には、J R 北海道・J R 四国・J R 貨物の経営の‘生命線’とも言える固定資産税等の減免をはじめとする税制特例措置および鉄道事業者に共通の複数の重要な税制特例措置も適用期限切れを迎えます。J R 各社が引き続き鉄道の再生と発展に向け、そして今後も日本の基幹インフラとしての使命を果たし続けていくためには、上述の公的な経営支援策の継続が絶対的に必要不可欠です。

以上の観点に立ち、2017 年度税制改正において下記内容の支援を要望します。

記

1. 「J R 北海道・J R 四国の事業用固定資産に係る課税標準の特例措置（二島特例）」、及び「J R 北海道・J R 四国及び J R 貨物が国鉄から承継した資産に係る課税標準の特例措置（承継特例）」の恒久化を要望します。
2. J R 貨物に対する「長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置（機関車の買換え特例）」の適用期限延長を要望します。
3. 「低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置」、「より環境負荷の小さい輸送手段への転換及び公共交通機関の利用者利便の増進に資する事業に係る特例措置（石油石炭税の重課分の還付措置）」、及び「首都直下地震・南海トラフ地震に備えた駅、路線の耐震補強工事により取得した償却資産に係る課税標準の特例措置」の適用期限延長を要望します。
4. 「自然災害により発生する鉄道被災からの復旧」、「行政による治山・治水対策と鉄道防災・予防保全」、及び「老朽化した鉄道在来線の構造物の大規模改修」に係る支援スキームの拡充・強化を要望します。

以上